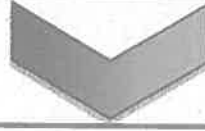


民事執行法の改正により入札時に
次の書面の提出が必要になりました。



暴力団員等に
該当しない旨の

陳 述 書

入札する日において発行後3か月以内の

住民票 資格証明書

(個人の場合)

(法人の場合)

宅地建物取引業の免許証のコピー

(宅地建物取引業者の場合)

※入札時に、入札書ごとに陳述書、住民票・資格証明書を提出しないと入札が無効になります。

※住民票・資格証明書は、入札する日において発行後3か月を超えるものを提出した場合、入札が無効となります。

※記載に不備があった場合、入札が無効になることがあります。

【入札方法に関する問合せ】

東京地方裁判所民事第21部（民事執行センター）執行官室不動産部

☎03-5721-6395

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 7 月 2 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 相 田 亜由子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 7 月 17 日 午前 9 時 00 分から 令和 7 年 7 月 24 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 7 月 30 日 午前 9 時 30 分 場 所 東京地方裁判所民事執行センター売却場
売却決定 期日	日 時 令和 7 年 8 月 7 日 午前 11 時 00 分 場 所 東京地方裁判所民事第 21 部
特別売却 実施期間	令和 7 年 7 月 31 日 午前 9 時 20 分から 令和 7 年 8 月 4 日 午後 5 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規 則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 7 月 2 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	

物件番号	売却基準価額 (円) 買受可能価額 (円)	一括 売却	買受申出保証額 (円)	令和 6 年度	
				固定資産税 (円)	都市計画税 (円)
2, 3	54, 250, 000 43, 400, 000	一括	10, 850, 000	99, 031	21, 220
2	16, 000, 000				
3	38, 250, 000				
備考					

物 件 目 録

2 所 在 品川区南品川六丁目
地 番 1 4 7 4 番 3
地 目 宅地
地 積 1 8 8 . 3 6 平方メートル

3 所 在 品川区南品川六丁目 1 4 7 4 番地 3
家屋 番号 1 4 7 4 番 3 の 2
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 7 4 . 5 2 平方メートル
2 階 4 2 . 2 3 平方メートル

(現況)

構 造 木造瓦葺地下 1 階付き 2 階建
床 面 積 1 階 約 8 1 . 5 2 平方メートル
2 階 4 2 . 2 3 平方メートル
地下 1 階 約 1 3 平方メートル



物 件 明 細 書

令和 7 年 5 月 23 日

東京地方裁判所民事第 21 部

裁判所書記官 相 田 亜由子

1 不動産の表示

【物件番号 2, 3】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 2, 3】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 3】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号 2】

(1) 隣地（地番 1475 番 2）との境界が不明確である。

(2) 売却対象外の土地（地番 1474 番 1, 1474 番 2, 1475 番 1 及び 1475 番 2）を通行のため利用している。

【物件番号 3】

地下 1 階の一部が、売却対象外の土地（地番 1475 番 1 及び 1475 番 2）上の区分所有建物の変電室として使用されている。買受人は同変電室部分を当然に使用収益できるとは限らない。

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実とそれに基づく法律判断に関して、執行裁判所の裁判所書記官の一応の認識を記載したものであり、関

係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

2 所 在 品川区南品川六丁目
地 番 1 4 7 4 番 3
地 目 宅地
地 積 1 8 8 . 3 6 平方メートル

3 所 在 品川区南品川六丁目 1 4 7 4 番地 3

家屋 番号 1 4 7 4 番 3 の 2

種 類 居宅

構 造 木造瓦葺 2 階建

床 面 積 1 階 7 4 . 5 2 平方メートル
2 階 4 2 . 2 3 平方メートル

(現 況)

構 造 木造瓦葺地下 1 階付き 2 階建

床 面 積 1 階 約 8 1 . 5 2 平方メートル
2 階 4 2 . 2 3 平方メートル
地下 1 階 約 1 3 平方メートル



令和7年(ヌ)第 13号
令和7年 2月26日 受理
令和7年 4月 2日 提出
(評価人 岡村 淑子)

現況調査報告書 (物件2, 3)

東京地方裁判所
執行官 岡 克 吉

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- 2 所 在 品川区南品川六丁目
地 番 1 4 7 4 番 3
地 目 宅地
地 積 1 8 8 . 3 6 平方メートル
- 3 所 在 品川区南品川六丁目 1 4 7 4 番地 3
家屋 番号 1 4 7 4 番 3 の 2
種 類 居宅
構 造 木造瓦葺 2 階建
床 面 積 1 階 7 4 . 5 2 平方メートル
2 階 4 2 . 2 3 平方メートル

(土地・建物用)

不動産の表示	「物件目録」のとおり					
住居表示	品川区南品川6丁目12番22号					
土地	物件2					
現況地目	☒ 宅地（物件2） ☐ 公衆用道路（物件 ）					
形状	☐ 公図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり					
占有者及び占有状況	☒ 所有者 ☐ その他の者 上記の者が上記物件2土地に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり					
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）					
その他の事項						
建物	物件3					
種類、構造及び床面積の概略	☐ 公簿上の記載とほぼ同一である ☒ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☒ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種 類： ☒ 構 造：木造瓦葺地下1階付き2階建 ☒ 床面積：1階：約81.52平方メートル 地下1階：約13平方メートル					
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある — 種 類： 構 造： 床面積：					
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を 居宅 として占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり					
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）					
その他の事項						
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日					
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり					

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(2 枚目)

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
A (所有者)	1 本件建物は、私が居宅として使用しています。 2 本件建物へは隣地（地番 1475-1、同 1475-2）を通行して出入りしています。 同土地は、私が所有していましたが、令和 5 年 3 月 27 日に不動産競売により売却され、現在の所有者は株式会社アセットインベスターです。 同土地を通行するにあたり、同土地所有者との間に契約等はなく、事実上通行しています。 また、地番 1474-1、同 1474-2 の土地南側を通過して本件建物の庭部分（物件 2 土地）に出入りできます。 地番 1474-1 の土地は私が、同 1474-2 の土地は私が代表者を務める秋田谷商事株式会社がそれぞれ所有しており、同土地を通行するにあたり、契約等はなく、事実上通行しています。 3 本件土地と隣地（地番 1475-1、同 1475-2）との境界があいまいで、隣地土地所有者との間で協議しています。 4 本件建物地下部分に、隣地（地番 1475-1、同 1475-2）の区分所有建物の変電室があります。 同区分所有建物は、元々私が所有していたことから、変電室を本件建物地下部分に設置しました。 変電室として使用するにあたり、契約や使用料等の授受はありません。 (令和 7 年 2 月 28 日面接聴取) (令和 7 年 3 月 11 日面接聴取)

執行官の意見

- 1 本件対象物件の状況は、土地建物位置関係図、建物間取図及び添付写真のとおりである。
- 2 物件2土地は公衆用道路に接しておらず、関係人の陳述及び現場の状況によれば、同土地上の物件3建物へは隣地（地番 1475-1、同 1475-2）を通行して出入りしている。
また、物件2土地南側の庭部分へ地番 1474-1、同 1474-2 の土地南側を通して出入りすることができる。
- 3 関係人の陳述及び現場の状況によれば、物件2土地と隣地（地番 1475-2）との境界が不明瞭で、隣地土地所有者との間で協議がされている。
- 4 物件3建物の1階及び地下1階に増築部分が存在する。
地下1階の増築部分は、隣地（地番 1475-1、同 1475-2）の区分所有建物の変電室として使用されており、東京電力株式会社が管理しているため、室内に立ち入ることができなかった。
- 5 物件3建物地下東側部分に物置が存在するが、ベニヤ板等で囲まれた簡易なもので、同建物の下屋部分と考える。
- 6 物件3建物の占有状況は、関係人の陳述、所有者が提出した回答書の内容、表札の表示及び所有者あて郵便物の存在並びに現場の状況から、2枚目記載のとおり報告する。

以 上

調 査 の 経 過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和7年2月28日 11:30-12:10	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☐ 図面作成 ☒ 所有者 A に対し、通知書・照会書交付 ☒ 所有者 A に 面接聴取
令和7年3月11日 10:20-11:10	物件所在地	☒ 物件確認 ☒ 物件調査 ☒ 占有調査 ☒ 写真撮影 ☒ 図面作成 ☒ 評価人を同行 ☒ 所有者 A に 面接聴取
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		
年 月 日 : - :		

(特記事項)

☒ 令和7年3月11日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

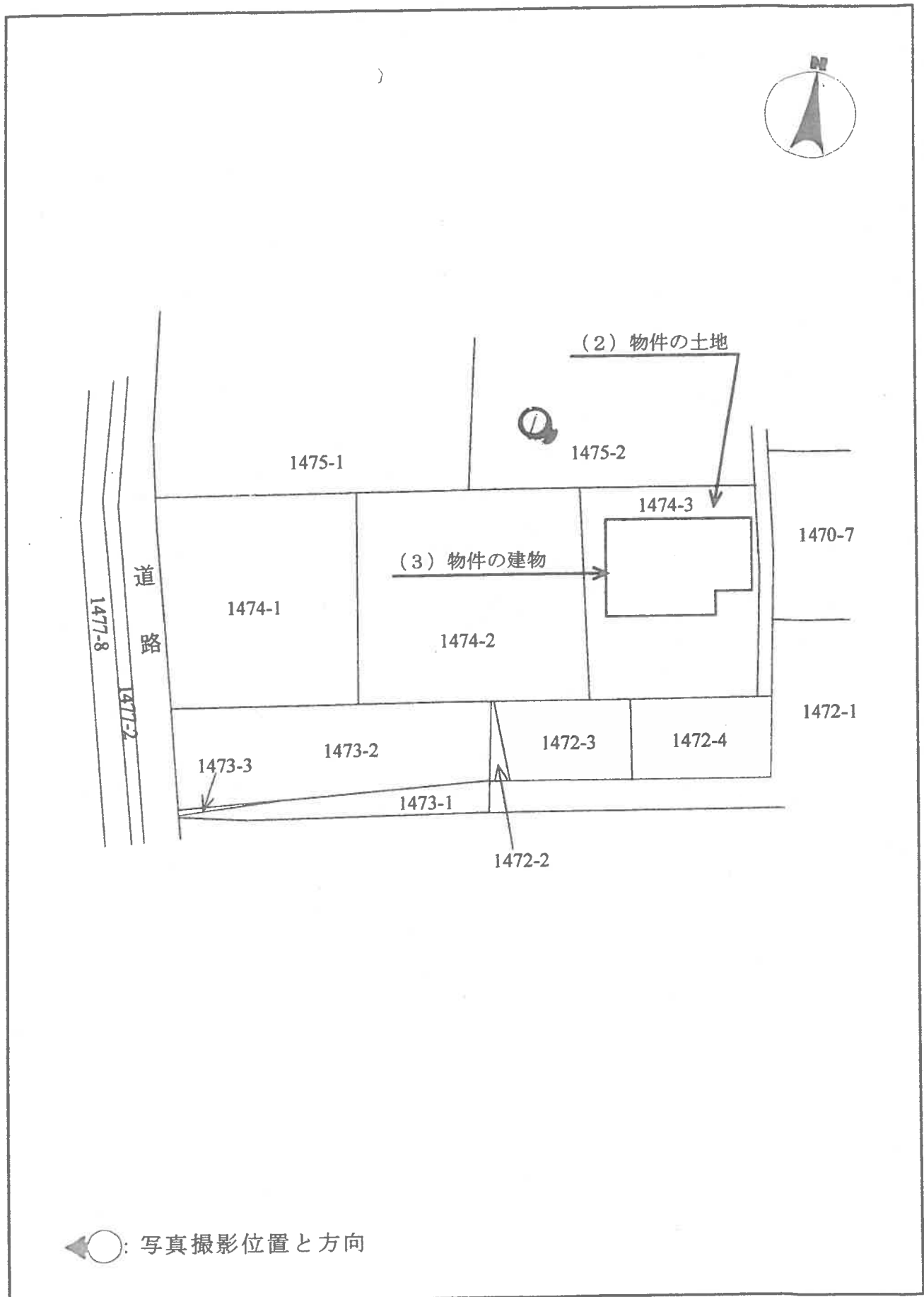
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

☐ 令和 年 月 日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐

(写真 4点添付)

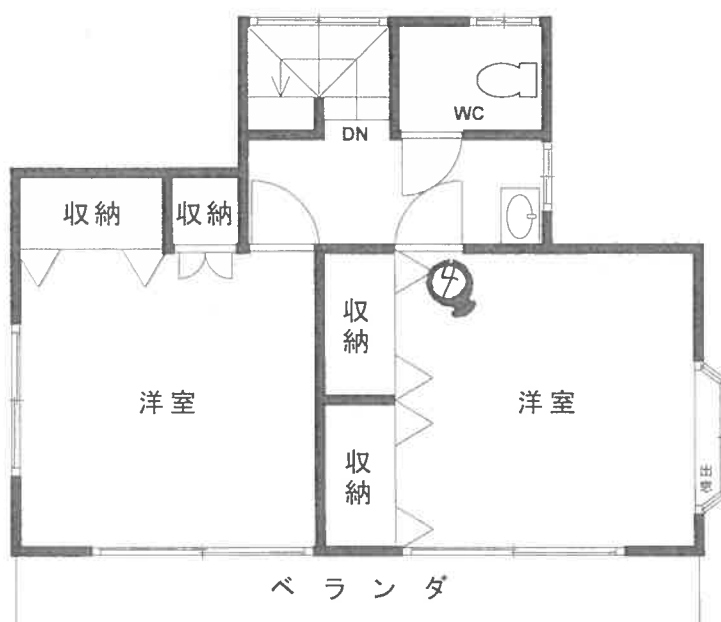
(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり
(5 枚目)





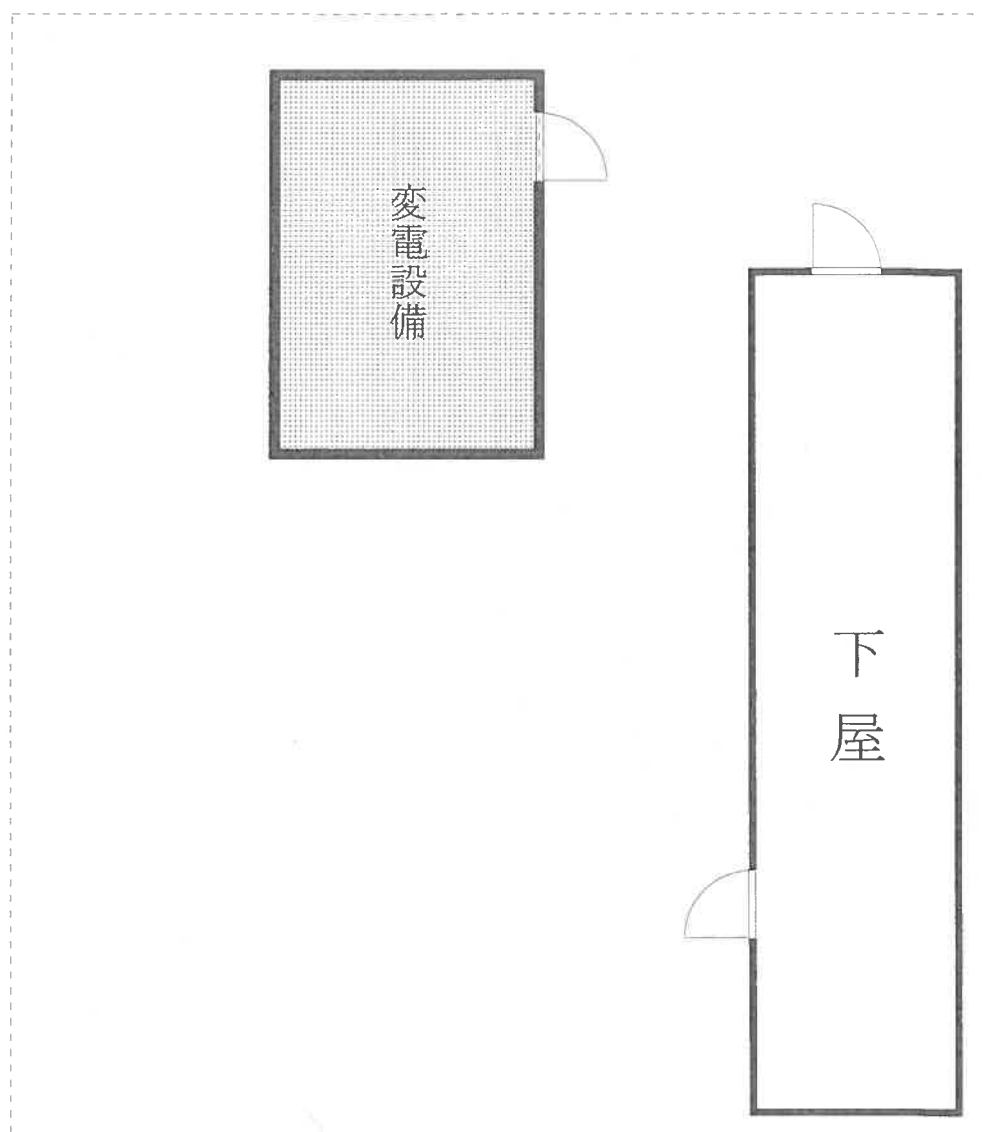
1F

増築部分
約7m²



2F

←○写真撮影位置と方向



B1F



増築部分
約13m²

1



2



3



4



令和7年(ヌ)第13号-2
令和7年3月11日 現地調査
令和7年4月10日 評価

東京地方裁判所 御中

評 価 書 (物件2・3)

評価人 岡村 淑子

第1 評価額

一括価格	
金 54,250,000円	
内訳価格	
物件2（土地）	金 16,000,000 円
物件3（建物）	金 38,250,000 円

- 1 一括価格は、物件2・3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件2の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較して競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現 況
2	次頁物件目録記載のとおり		
3	次頁物件目録記載のとおり		構造：木造瓦葺地下1階付き2階建 床面積：1階 約81.52㎡ 地下1階 約13㎡ 住居表示：品川区南品川6-12-22
番号	特 記 事 項		
2	建築基準法上の道路に接面していない。 所有者によると、隣地（1475 番 1、同番 2）を通行して西方区道まで往来しているとのことである。 通行にあたって土地所有者との間に契約等は無く、無償で通行しているとのことである。		
3	地下 1 階に隣地（1475 番 1、同番 2）に建つ共同住宅の変電設備がある。		

物 件 目 録

1 所 在 品川区南品川六丁目
 地 番 1 4 7 4 番 1
 地 目 宅地
 地 積 2 1 4 . 1 8 平方メートル

2 所 在 品川区南品川六丁目
 地 番 1 4 7 4 番 3
 地 目 宅地
 地 積 1 8 8 . 3 6 平方メートル

3 所 在 品川区南品川六丁目 1 4 7 4 番地 3
 家屋 番号 1 4 7 4 番 3 の 2
 種 類 居宅
 構 造 木造瓦葺 2 階建
 床 面 積 1 階 7 4 . 5 2 平方メートル
 2 階 4 2 . 2 3 平方メートル

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件2）

位置・交通	JR京浜東北線、東急大井町線、東京臨海高速鉄道りんかい線「大井町」駅の北東方約400m(目的外土地を経由し、物件2宅地付近までの道路距離、徒歩約5分)、品川区南品川6丁目12番街区に位置する。 (附属資料「位置図」参照)	
付近の状況	一般住宅、共同住宅等が建ち並ぶ住宅地域	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種住居地域 60%(指定) 200%(指定) 準防火地域 第2種高度地区、日影規制等
画地条件	地積 形状 間口・奥行 地勢 その他	188.36㎡ ほぼ長方形 東西約12.5m、南北約15.3m 概ね平坦 特になし
接面道路の状況等	東側で幅員約0.9m未舗装行止まり区道(建築基準法上の道路ではない。)に接面する。但し物件2土地からの出入り・通り抜けは現況では困難な状態で、隣地(1475番1、同番2)を通過して西方の区道から往来している。	
土地の利用状況等	物件3建物の敷地等として利用されている。 建物の配置は、附属資料建物図面・各階平面図写のとおり。	
供給処理施設	上水道 都市ガス 下水道	あり あり あり ※供給処理施設における「あり」とは、前面道路に該当施設の本管(以下、施設管という)が通っていることをいう。「なし」とは、同様に、施設管が通っていないことをいう。「不明」とは、前面道路に施設管が通っているか否かが確認出来ない場合をいう。

特 記 事 項	・建築基準法上の道路に面しない。所有者によると、隣地（1475 番 1、同番 2）を通行して西方区道まで往来しているとのことである。通行にあたって土地所有者との間に契約等は無く、無償で通行しているとのことである。また、1474 番 1(本件物件 1)、同番 2 の土地の南側及び地上目的外建物の外廊下の一部を通して物件 2 に出入りできる。1474 番 2 所有者との契約等はない。 ・物件 2 土地と隣地 1475 番 1、同番 2 との境界があいまいで、土地所有者間で協議中とのことである。 ・水道管・ガス管は西方区道より引込まれており、隣地を通過している可能性が高いが位置等の詳細は不明である。下水道管の詳細は不明である。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記記載) 経 過 年 数 経済的残存耐用年数	昭和50年6月4日新築 約50年 経済的耐用年数を満了しつつある。
仕 様	構 造 木造瓦葺地下1階付き2階建 外 壁 モルタル等 内 壁 ビニールクロス等 天 井 吸音板等 床 寄木合板・畳等 設 備 キッチン・浴室・トイレ等	
床面積(現況)	1階 約81.52㎡、2階 42.23㎡、地下1階 約13㎡、 延 約136.75㎡	
現 況 用 途 等	現況用途	居宅
	間 取 り	4DK・サンルーム
品 等	普通	
保守管理の状態	ビニールクロスがめくれて下地がむき出しになっていたり、ガラスのひび割れ、雨漏り等があり、劣る。	
建物の利用状況	建物所有者が居宅として利用している。	
特 記 事 項	・地下1階の変電室は隣地（1475 番 1、同番 2）に建つマンションの設備で、契約や使用料等の授受は無いとのことである。 ・2階のトイレは水が流れないとのことである。 ・物件 3 建物、庭等の耐震性や建物内のアスベストほか有害物質使用の有無等は不明である。 ・電気や電話線は西側隣地上を經由しているもようである。	

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

① 物件2（土地）

目的土地の建付地価格等を次のとおり求めた。

物件 番号	更 地 価 格		地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格等 (円) カ
	標準画地 価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ			
2	887,000	×0.6	×188.36	×0.95	=95,230,000

総額(円)については、万円未満四捨五入とした（以下同じ）。

ア 標準画地価格：下記規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して地域の標準画地の価格を求めた。

なお、標準画地は、12番街区西側区道沿いにおいて、土地の概況（間口、奥行、規模等）が標準的な中間画地を想定した。

地価公示 品川-11

（公示価格等） （時点修正）（標準化補正）（地域格差） （規準価格）

$$861,000 \text{ 円/㎡} \times 101/100 \times 100/100 \times 100/98 = 887,000 \text{ 円/㎡}$$

（上三桁未満四捨五入）

時 点 修 正：価格時点から評価日までの推定変動率である。

標準化補正：公示地は標準的で補正の必要なし。

地 域 格 差：公示地の所在地域は、対象地域に比して交通接近条件、街路条件等にやや劣ると判定した。

イ 個 別 格 差：建築基準法上の道路に接面しないために再建築が困難であること、隣地1475番1、同番2を通行して西側区道へ往来していること、東側で面する区道（建築基準法上の道路でない）は途中で通行が困難な状態であること等、接道の状況等を総合的に考慮して判定した。

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建 付 減 価：建物と敷地との適応の状態等を考慮して判定した。

② 物件3（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物価格を求めた。

物件 番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現 価 率 ウ	建物価格 (円) エ
3	240,000	× 136.75	×0.05	= 1,640,000

ア 再調達原価：対象建物の現状の使用資材、施工の程度等を観察し、その仕様の標準的な原価を採用した。

イ 現況延床面積：現況数量による。

ウ 現価率：

・経過年数約50年を経過し経済的耐用年数を満了しつつあるので、残価率10%、観察減価率50%
(建物の状況等を考慮した。)

・耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し、現価率を下記のとおり査定した。

現価率：残価率10%×(1－観察減価率)

現価率＝ 0.1× (1－0.5) ＝ 0.05 (第3位を四捨五入)

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を決定した。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ウ
2	95,230,000	×0.7	法定地上権	= 66,660,000

ア 建付地価格：前記1①カ

イ 土地利用権等割合：売却により法定地上権が成立するものと解される。法定地上権割合は、近隣における借地権の取引慣行、課税上の割合等を参考に、建物の性質、地上権としての特性等を勘案して判定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる 価格(円) ア	土地利用権等価 格の控除及び 加算(円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市場 修 正 オ	評 価 額 (円)
2	(95,230,000	－66,660,000)		×0.7	×0.8	=16,000,000
3	(1,640,000	＋66,660,000)	×1.0	×0.7	×0.8	=38,250,000
一括価格（合計）						54,250,000

ア 基礎となる価格：前記1

イ 土地利用権等価格：前記2①ウ

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：物件2土地と隣地1475番1、同番2との境界があいまいで、土地所有者間で協議中とのこと、物件3建物内に隣地1475番1、同番2上の目的外建物の変電設備があること、また水道・ガス・電気や電話線等のライフラインが隣地を経由している可能性が高いこと等市場で需要の減退が認められることを考慮した。

オ 競売市場修正：「第2評価の条件」欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮して修正を行った。

第6 参考価格資料

地価公示 品川-11

所 在：東京都品川区南品川6丁目1436番2 「南品川6-7-36」

価 格：861,000円／㎡

位 置：「大井町」駅 道路距離約500m

価 格 時 点：令和7年1月1日

地 積：84㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：南側3.7m区道

用途指定等：第1種住居地域、建ぺい率60%、容積率200%、準防火地域

地域の概要：中小規模の一般住宅、共同住宅等が多い住宅地域

第7 附属資料

位置図

公図写

地積測量図写（A3をA4に縮小）

建物図面・各階平面図写（A3をA4に縮小）

以 上

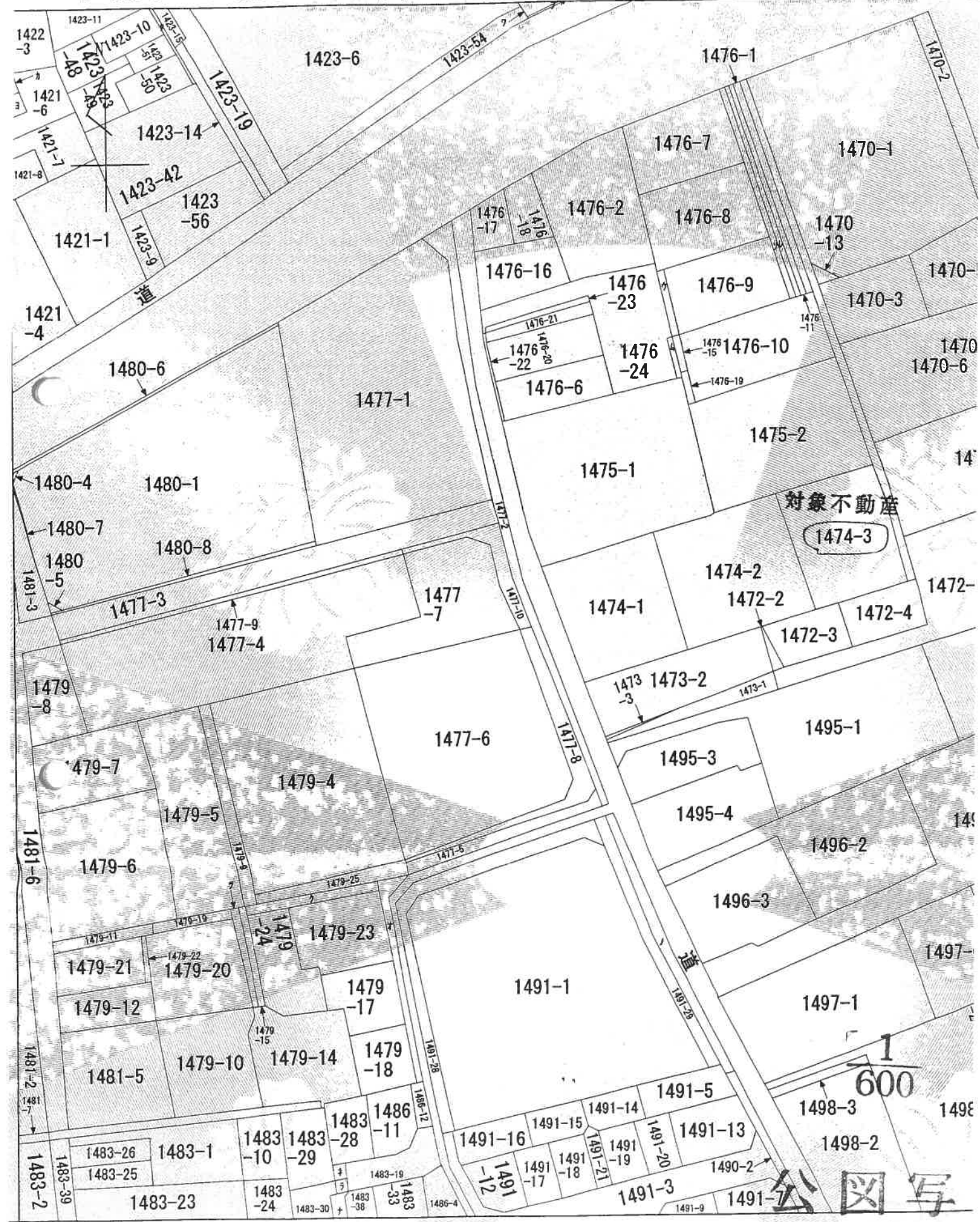
令和7年4月10日

評価人 不動産鑑定士

岡村 淑子



イ 1469-17 ハ 1500-1 ホ 1500-15 ト 1511-18 リ 1469-9 ル 1426-25
 ロ 1469-2 ニ 1500-14 ヘ 1511-15 チ 1511-19 ス 1470-14 ヅ 1426-25



1/600
 公図写

）地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付け

登記年月日：昭和50年7月4日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和6年12月25日 東京法務局品川出張所

登記官

建築物平面図

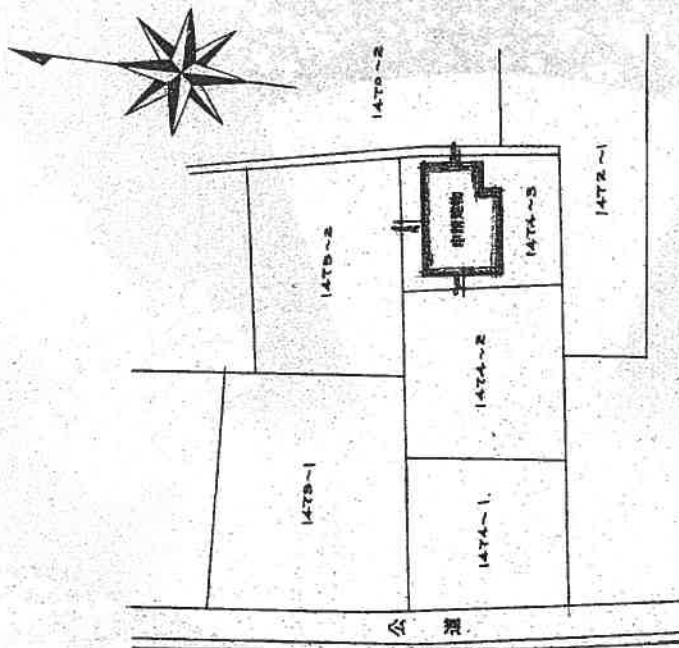
家屋番号 1474-3-2

建物の所在 東京都品川区品川6丁目1474番地3

作製年月日 昭和50年7月4日

作製者

申請人



166618

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/500

登記年月日：昭和50年7月4日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和6年12月25日 東京法務局品川出番所

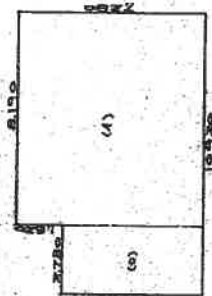
登記官

建築物各階平面図

家屋番号 1A74-3-2

建築物の所在 東京都品川区南品川6丁目1474番地3

1 階平面図

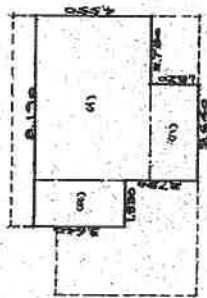


床面積

(a)	7,240	x	8,150	=	59,126
(b)	5,450	x	2,750	=	14,988

計 74,529.0㎡

2 階平面図



床面積

(a)	7,240	x	8,150	=	59,126
(b)	5,450	x	2,750	=	14,988

計 42,233.1㎡

166619

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

縮尺 1/200